

令和4年度10月期－2 定期監査結果報告書

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による定期監査

2 監査の範囲

監査の対象期間中に執行された、財務に関する事務及びその他の事務

3 監査の着眼点

財務に関する事務及びその他の事務の執行が、関係法令等に準拠し、適正かつ効率的に行われているかを主眼とし監査を実施した。

4 監査の執行者

代表監査委員 関口 広行
監査委員 鴻巣 義則

5 監査の対象

福祉部 社会福祉課

6 監査の期間

監査対象期間 令和4年4月1日から令和4年9月30日まで
監査実施期間 令和4年10月6日から令和4年10月25日まで

7 本監査の期日

令和4年10月25日

8 監査の方法

(1) 書類監査

書類監査においては、監査対象から提出された定期監査資料、関係書類等に基づき、監査委員事務局職員による予備監査を実施した。

(2) 委員監査

委員監査においては、監査委員事務局作成の予備監査調書と対象の課等の長より提出済み資料等に基づき説明を受け、監査委員による質疑等を行い本監査を実施した。

第2 監査の結果

1 財務事務の執行

<課題点等>

会計事務・文書事務関係において、遡及処理業務に遅延、及び旅行命令の決裁者に錯誤が見られた。

契約事務関係において、関係書類に記載された履行場所等及び完了予定年月日等に錯誤が見られた。

契約相手から提出される書類に、確認できないものがあった。また、出来高検査調書の不備や監督職員決定通知書の送付漏れが見られた。

これ以外については、概ね適正に行われていた。

2 その他の事務の執行

概ね適正に行われていた。

3 意見

財務事務の執行において一部に課題は見られたものの、それ以外は概ね適正に執行及び事務処理がなされていることが確認できた。

課題点等について、今後は適正に処理されたい。

なお、障がい者福祉制度の対象者は増加傾向にあることから、今後も適時適正な対応に努められたい。また、こども発達センターつぼみ園については、本年4月の新施設への移転を契機に療育態勢の拡充が図られたことを評価する。引き続き専門人材を計画的に確保するなど、その充実に努められたい。